

AI 行政をめぐる制度設計に関する 国と自治体の役割 —神戸市の AI 条例を事例として—

日本都市センター 専門研究員 中山 敬太

本稿では、まず不確実性を伴うリスクが懸念されている AI 技術に関して全国に先駆けて制定された「神戸市 AI 活用条例」を具体的な事例として取り上げ、AI 基本法としての位置づけとなっている国の「AI 推進法」との比較検討を行い、その特徴や本質的な課題を新たに示した。その上で、AI 行政をめぐる国と地方自治体の制度設計上の役割や機能等に関して、「リスク行政」と「不確実性行政」に区分して検討を行い、本条例の特徴の 1 つである AI のリスクアセスメント規定に関して、「環境アセスメント」や「テクノロジーアセスメント」等の考え方なども踏まえて、新たな視座と政策的示唆を見出した。

1 はじめに

(1) 本稿の趣旨と意義

本稿では、不確実性¹を伴うリスクが懸念されている AI 技術²に対して、日本の AI 行政をめぐる制度設計における国と地方自治体の役割やその位置づけ等に関して検討を行った。具体的に、包括的に AI に関して全国に先駆けて制定された「神戸市における AI の活用等に関する条例」（以下「神戸市 AI 活用条例」）を具体的な事例として取り上げ、AI 基本法としての位置づけとなっている国の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（以下「AI 推進法」）との制度比較を行った。その上で、AI 行政をめぐる国と地方自治体の役割等に関して、「リスク行政」と「不確実性行政」に区分して検討を行い、「環境アセスメント」や「テクノロジーアセスメント」等の考え方なども踏まえて、新たな政策的示唆を見出すことを目的としている。なお、本稿では AI 行政をめぐる国と地方自治

体（都道府県と市町村を含む）の間の役割等により焦点を当てて検討を行うため、都道府県と市町村の間（自治体間）の関連する検討は行わない。

また、AI をはじめとする先端科学技術の技術革新が急速に進み、法制度を含む社会制度よりも先行する傾向がある状況下で、今後懸念され得る「リスク」や「不確実性」を見据えて、いかなる制度設計を構築していくかが問われている。その一方で、「ロボット・AI の普及がもたらす変化（中略）は、分野を問わず、あらゆる場面での法的規律のあり方を変えてしまいかねない影響力をもっている」こともあり、「これまで有効であった施策の実効性が失われたり、法制度の前提となってきた情報格差や責任配分のあり方が流動的になる可能性もある」と指摘されている（横田 2018：128）。このような時代情勢の中で、例えば法制度設計上の役割や機能を相互補完的に分担していくことで AI 技術をめぐる不確実性を伴うリスクに対処していくことも重要な政策

1 「不確実性」に関しては、「科学的な不確実性」と「社会的な不確実性」に大別し、前者を 2 区分、後者を 6 区分してそれぞれの「不確実性」の特徴や具体的な事例等の詳細を示している（中山 2022b）。例えば、AI 技術に関して社会的な不確実性の一種である「倫理的な不確実性」をめぐる議論を展開している（中山 2024a）。

2 この不確実性が伴うリスクが懸念される AI 技術に関して、「機械学習は、人工知能プログラム自身が学習するという点で、AI のもたらす便益やリスクを予測不可能なものにさせている」と指摘している（石井 2017：196）。なお、この「機械学習」に関しては、「AI の特質の一つとして、プログラムがデータから学習をして判断や推論を行うためのアルゴリズムを作成し、修正していくという機械学習がある」とされている（横田 2018：122）。

アプローチとなる。このようなことに鑑み、本稿の意義としては、国として初めて設けた AI をめぐる法制度（AI 推進法）と、自治体として国及び全国に先駆けて制定した神戸市 AI 活用条例に関して、それぞれ概要と特徴を整理し、制度上の課題を新たに示した点は希少性がある。そして、とりわけ神戸市 AI 活用条例の特徴の 1 つである「リスクアセスメント」にも着目し、「環境アセスメント」や「テクノロジーアセスメント」との類似性等を示しながら、AI 行政をめぐる国と自治体の役割・機能の分担に関して、新たな政策的示唆を示したことは、少なくとも日本のフィールドでは独自性があり、社会的意義を見出すことができる。

(2) 問題の所在

このような目的・意義等を踏まえ、本稿における問題の射程として、大別して以下の 3 点を示す。

第 1 点目として、不確実性を伴う AI 行政をめぐる国と地方自治体の各制度の特徴は何か、そして制度上の本質的課題をいかに見出すことができるかという問題がある。また、法律と条例の性質が異なる中で、国と地方自治体の制度比較は実益がないようにも見受けられるが、双方の役割や機能等を検討する上で当該比較はその実効性を担保し得ると考えられる。

第 2 点目として、AI 行政をめぐる国と地方自治体の役割や機能等をいかに見出すことができるかという問題を追究する必要がある。この点、「国と地方公共団体との関係については、なお多くの課題があり、また、行政の各分野における法令やその運用においてこうした改革を踏まえた措置が適切に講じられていない状況」にある中で、「地方公共団体に関する国の法令等による規律が多く、広範、かつ細部にまで及んでいるという国の地方公共団体に対する“規律密度”が高い状況については、強い批判がある」と言われている（佐藤 2025：1040-1041）。このような国と地方自治体との関係は様々な分野で多く課題となっていることから、本稿において AI 行政上の具体的な制度を事例として双方の役割

や機能等を検討する意義を見出すことができる。

第 3 点目は、AI 技術の「ブラックボックス化」などの「不確実性」にいかにか予防的な対処をしていくかという根本的な問題がある。具体的に、「動作原理や一定の結論を導いた理由が分からないというブラックボックス化の問題を逃れることができないことが、本質的にできないという点」に関連して「行政においては一定の場合にその行動理由を明確に示す必要があるという点が、重要な制約として現れる」ことに対して³、この AI 技術の「不確実性」と行政の「説明責任（Accountability）」にいかにか対処をしていくかが問題となる。

2 行政機関における AI 利活用の意義

では、そもそも国や地方自治体をはじめとする行政機関等が AI の利活用をする意義をいかに見出すことができるだろうか。この点に関して、本稿ではいくつか近年の（自治体を中心とする）AI 利活用事例や行政機関の抱える課題等を挙げてその意義を示す。

日本の少子化は、社会構造を大きく変え、行政に深刻な悪影響を与え、具体的に行政職員の採用が困難で、それに伴い業務負荷の増大が生じているという「人員不足の深刻化」、そして様々な領域で多くの要望が住民から生じ（「多様化する住民ニーズ」、それに派生して行政の「業務の複雑化」が問題となっている（和田 2025：11-12）。このような状況下で、AI 利活用を含む行政 DX 化が急務となっている。

例えば、東京の江戸川区児童相談所の AI 技術の活用事例として、通話音声を実タイムで自動テキスト化、リスクの高い案件を迅速に特定化する「注意ワードの自動検出」、そして行政職員のスキル等によって対応が変わらないように「マニュアルの自動表示」などによって、実際に「業務効率の向上」、「トラブルの事前回避」、そして「職員のストレス軽減」に繋がったとされている（和田 2025：13-15）。また、茨城県笠間市では、全国に先駆けて健康診断受診率の向上を図るため、24 時間対応の AI による健診予約電話サービス「かさま AI 電話当番」の事業

3 この「一定の場合」に関しては、「典型的には行政手続法の第 8 条第 1 項及び第 14 条第 1 項に規定されている理由付義務の問題であり、許認可を拒否するとき、あるいは不利益処分当たっては当該判断に至った理由を実質的に示すことが求められている」のが現状である（大屋 2025：25）。

を開始している⁴。さらに、福岡県那珂川市は、2025年10月1日から小型ワンボックス車両とAIを活用したオンデマンドバスを本格的に運行する取り組みが開始している⁵。最後に、福島県郡山市は、全国で初めてAI技術を活用した相続人調査の実証実験を始め、「戸籍を電子データ化してAIで相関図を作成し、法定相続人を効率的に特定する」（青木編2025c：73）取り組みが行われている。

このように、自治体によるAIの利活用事例は経年的に増加傾向である。ただし、その際に留意しなければならない点として、それぞれの「自治体におけるAI導入の検討には、中心となる組織が必要となる」とされ、例えば「情報システム・業務・デジタル化推進等の視点を取り入れられるよう、適切な庁内体制を構築することが求められる」と言われている（横谷2025：18）。その上で、これらの関係部局との連携やその責任の明確化が重要になるとされている（横谷2025：18）。これらを踏まえ、これからの自治体等の行政機関におけるAI利活用の意義として、「日本では人口減少社会の到来により、自治体の行政サービスの持続可能性確保が重要な課題となっている」状況下で、上述したような「自治体の業務効率化と行政の質向上を図るための有効なツールとしてAIが注目されており、特に生成AIは『技術的転換点』として大きな社会的変化をもたらすことが期待されている」と言えるだろう（須藤2025：12）。

3 AIをめぐる国の法制度設計⁶

(1) AI推進法の制定概要と特徴

まず、2025年5月28日に成立したAI推進法（同年6月4日一部施行、同年9月1日全面施行）は、内閣府が主管省庁であり、法目的、定義、基本理念、各種責務（連携の強化等を含む）、基本的施策、人工知能基本計画⁷、そして人工知能戦略本部の全28条及び附則2条で構成されており、初めてAIの国内法として整備された。

AI推進法の制度趣旨としては、「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（中略）及びデジタル社会形成基本法（中略）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」（同法1条）を法目的としている。この法目的では「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術」として前提を明記し、そのうえで①「基本理念」や②「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項」という基本的事項を定め、「人工知能戦略本部」を設置することを求めている。そして、最

-
- 4 この「かさま AI 電話当番」は「県内市町村の住民健診などを行う県総合健診協会や、予防医療分野でソーシャルマーケティングなどを行うキャンサーキャン（東京）などと連携し、生成人工知能（AI）による期間限定の健診予約専用のコールセンターサービス」である（青木編2025a：57）。
- 5 この福岡県那珂川市のAI活用オンデマンドバス事業は、「コミュニティバス（コミバス）の運転手の高齢化や人出不足の深刻化に伴う措置」で、「決められた路線や時刻表のないオンデマンドバスは利用者の予約に応じた運行が可能で、利便性と効率化を両立できる持続可能な公共交通として期待されている」状況である（青木編2025b：63）。
- 6 この「AIをめぐる国の法制度設計」に関しては、以下の筆者の研究論文内の「3.日本のAI法制をめぐる現状と課題」に記載した内容を本稿の趣旨に沿って適宜加筆・修正（情報のアップデートを含む）・削除等をした（中山2026）。
- 7 この点、2025年12月23日に閣議決定された「人工知能基本計画—『信頼できるAI』による『日本再起』—」（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20251223.pdf：最終閲覧日2026年1月26日）。この「人工知能基本計画」では、「基本構想」（1章）にて「リスクへの対応」が記載され、「AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針」（2章）に3原則の1つに「イノベーション促進とリスク対応の両立」が掲げられているが、AIをめぐる「不確実性」は概念化・具現化されていない状況である。また、「人工知能基本計画（案）」の決定をした際、人工知能戦略本部の会議において高市内閣総理大臣は、まず「AIは、産業競争力や安全保障に直結し、我が国の国力を左右」すること述べ、「『AIサミット』を可能な限り早期に日本で開催」できるよう取組を進め、「政府としては、投資の予見性を高めるため、当面、1兆円超をAI関連施策の推進に投資」する旨の発言をしている。内閣府・人工知能戦略本部 開催状況「人工知能戦略本部（第3回）議事概要」（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hq/3kai/gijigaiyo.pdf：最終閲覧日2026年1月26日）。

終的な達成目標として、①「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進」をすること、そして②「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与」することを掲げている。

また、AI 推進法では、AI 技術（「人工知能関連技術」）に関して、「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」（同法 2 条）と定義している。この定義規定を踏まえると、本法で対象としている AI 技術は必ずしも生成 AI 技術だけに限定されず、より幅広い情報処理システムが包含されていることが分かる。その他、本法で対象となる事業者（「活用事業者」）に関しては、「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者」（同法 7 条）と明記されており、AI 技術の「開発」者、「提供」者、そして「利用」者の全てが「活用事業者」に含まれることを位置付けている。

さらに、AI 推進法における「基本理念」（同法 3 条）としては、大別して 4 つの大きな柱がある。第 1 に、自国での AI 研究開発能力の保持を掲げている点である。具体的には、「我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持する」や「人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させること」が謳われている。第 2 に、AI 技術の基礎研究から活用までの総合的かつ計画的な推進である。この点に関しては、「人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有する」と明記している。第 3 に、適正な研究開発・

活用のための透明性の確保である。そして第 4 に、AI 技術めぐり国際的協調の下に推進し、国際協力において主導的な役割を果たすことが掲げられている点である。

このような基本理念に基づき、上述したような各種責務（国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者、国民）、基本的施策、人工知能基本計画の策定、そして人工知能戦略本部の設置に関する規定が設けられている。具体的に、国の責務（同法 4 条）として、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定」や「行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める」ことが掲げられている。その一方で、地方公共団体の責務（同法 5 条）では「国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定」することを明記しているのは、「国との適切な役割分担の下」で「自主的な施策を策定」することが想定されている点は特徴であると言える。また、AI 推進法では、「研究開発機関の責務」（同法 6 条）を設け、「活用事業者の責務」（同法 7 条）として、基本理念への準拠とともに「自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努める」（「努力義務」）と国や地方公共団体の施策への「協力義務」⁸を求め、国が実施する AI 技術に関する調査及び研究等の結果に基づき、「研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずる」ことができる旨の規定（同法 16 条）が設けられているのも特徴の一つである⁹。とりわけ、上述の AI 推進法上における国や地方公共団体の施策への「協力義務」規定に関しては、不確実性が伴うリスクが懸念されるような AI 技術をはじめ

8 この「協力義務」に関しては、AI 推進法上では「第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力をしなければならない」（7 条）と規定している。

9 この点、附帯決議で、「当該事業者等に係る営業秘密等の知的財産の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること」が言及されている点は参考になる。参議院内閣委員会（2025 年 5 月 27 日）「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議」（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_sangiin_futai.pdf；最終閲覧日 2025 年 12 月 27 日）。また、同趣旨の内容として、特段「同法は罰則を設けておらず、いわゆる『規制』立法ではない」とされ、「多くの国民が抱く AI に対する不安を払拭するための仕組みを日本の『AI 法』は組み込んでいる」と言われ、具体的に「国による『事案の分析』、『対策の検討』、『指導』、『助言』、『情報の提供』といった、ある意味極めて日本的な規制的でない行政手法に加えて、これに応じるような AI の活用事業者からの、国・地方公共団体による施策に対する『協力義務』を課すといった仕組み等を通じて、穏やかに AI の危険面に対応することで国民の不安を払拭しつつ、同時に AI の技術革新もスムーズに進化・発展させるという好循環を目指した制定法が、日本版『AI 法』である」と述べている（平野 2025：6）。

とする先端科学技術をめぐる予防的対応として重要なアプローチになると考える。具体的に、通常「リスクベース規制」の場合は、想定されるリスクを区分して、当該リスクに応じた規制管理区分を設けることで対処するが、このような「不確実性」を想定した対処である「不確実性ベース規制」は、この先どのような具体的な懸念事項が生じるかも分からないため、今後国や自治体は何らかの予防的措置等を講じる際の対策を含む施策等に協力する義務を課すことで「不確実性」に予防的に対処するアプローチであるとも考えられる。

では、AI推進法制定の意義をいかに見出すことができるだろうか。

確かに、日本はこれまで事業者や業界団体によるAI倫理ガイドラインやAI倫理指針という法的拘束力のない一種の「ソフトロー」で対応してきた。しかし、AI推進法という「ハードロー」を制定したことにより、本法を基盤に様々な産業等の分野・領域の業法等の個別法への波及的効果を含めAI技術に対する管理・規制体制が整備されていくことが予測される。そのような意味において、AI推進法の制定は、AI技術をめぐる不確実性を伴うリスクに対する法的予防措置を講じることが検討されているような状況下で、今までの「ソフトロー」だけではなく「ハードロー」を整備することで、行政機関として何らかのアクションを起こしていくための法的根拠が設けられたことは意義があると言える。

また、このAI推進法はあくまでAI関連の「基本法」という位置づけであり、「活用事業者」に対する義務規定（努力義務規定）は、実質的に本法7条（活用事業者の責務）だけに留まり、全28条で「国」を主体（主語・名宛）とする条文が多い傾向がある。そのため、確かにAIに関する事業者の研究開発力やイノベーション及びその国際競争力等を阻害しないような法整備が行われた側面は否めないが、このような点は科学技術法政策上も法的許容性と法的妥当性を担保していくうえでも重要な観点であると言える。AI推進法の附則2条でも「人工知能関連技

術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定しているように、基本的に「リスクベース規制」¹⁰の考え方が取り入れられている点は、その実態等にもよるが評価し得る点でもあり、今後の大きな課題にもなり得ると言えるだろう。

(2) AI推進法の課題

このような制定概要と特徴があるAI推進法は、今後どのような法制度上の課題等が生じ得る可能性があるのだろうか。

上記AI推進法の概要でも示したように、AI推進法は「活用事業者の責務」規定では努力義務や協力義務に留まっており、一種の強制力を伴う罰則規定等が設けられていない。この点は、確かにAIをめぐる日本の研究開発力の低下を防ぎ、国際競争力を阻害しないように配慮する上では重要な法政策上の視点となる。しかし、AI関連の研究開発機関や事業者にとって、例えば一体「どこまでが合法なのか」（合法か違法かの境界も明確な線引きが法律上も議論になる）、これから「どの点に配慮し注意していかなければならないのか」が不明確であることから、逆に事業者等のAIをめぐるイノベーションの阻害要因となり得る可能性を否定はできない。

また、AIの「ブラックボックス化」の問題とも繋がるが、本法からは各種責任の所在が不明確であるという点が課題として残る。具体的には、AI関連技術が用いられた製品・商品・サービス（機能を含む）等により人的被害（健康や生命への悪影響）が生じた際に、一体どの主体（研究開発者、事業者、所有者など）が責任を負うのが法制度上、その責任の所在が不明確である点がいまだ問題として残っている点である。この点、例えば、AI機能を搭載した自動運転車やAIロボットによる医療（AI医療）等の分野では、各々の当該領域・分野にて議論が進

10 この点、附帯決議にて「AIのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースアプローチに基づいた規制的措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること」ことが決議されている。参議院内閣委員会（2025年5月27日）「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_sangiin_futai.pdf:最終閲覧日2026年1月15日)。

んでいるものの、本法では責任の所在をめぐる包括的な枠組み等が示されていない点は今後の解決しなければならない重要な課題となっている。

さらに、とりわけ既述の通り法 4 条（国の責務）にて、「国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める」ことが求められており、当該 AI 関連政策等において、本法 9 条の「連携の強化」は設けられているが、省庁間の連携等を行っていく必要性は謳われておらず、本法の主管省庁は内閣府ではあるものの、例えば総務省や経済産業省等との連携は今後必要になっていくことが予測され、（国の）行政の縦割り構造が露呈していく可能性があると言える。その他、AI 技術をめぐる国際的なルールとの整合性を担保するうえでも、法整備の「標準化」等も考え得る課題となるだろう。

さらに、上述でも示したように、日本の AI 推進法では基本的に「リスクベース規制」の考え方が採り入れられており、この点 EU AI Act でも同様の考え方に基づき規制枠組みが構築されているが¹¹、「リスク」のみならず「不確実性」にまで射程を広げた規制・管理体系を構築していくためにも、国や地方公共団体の施策への「協力義務」規定（7 条）をどのように解釈し、位置づけていくかが問われているとも言える。既述の通り、AI 技術自体及びその社会的悪影響に関する様々な「不確実性」も懸念されていることから、今後何らかの社会的不都合性等をもたらすきっかけになり得ると考える。

4 AI をめぐる自治体の条例制定—神戸市の事例—

次に、AI をめぐる地方自治体の動向としては、全国の各自治体で様々な取り組みや積極的な活用事例等が紹介されているが、制度設計に関しては進んでおらず、関連する条例を制定しているのは現時点で神戸市（神戸市 AI 活用条例）のみである。そこで、以下では神戸市の事例を取り上げて、本条例の概要・

特徴とその課題について示す。

（1）神戸市 AI 活用条例の概要と特徴

AI をめぐる地方自治体の条例に関しては、2024 年 3 月に全国に先駆けて神戸市が包括的な AI 条例（神戸市 AI 活用条例）を AI 推進法（国の制度）よりも前に制定している¹²。この神戸市 AI 活用条例は、全 11 条及び附則 3 条で構成されている。具体的に、同条例では第 1 章（総則）で、「目的」（1 条）、「定義」（2 条）¹³、「基本理念」（3 条）、そして「市の責務」（4 条）を規定し、第 2 章（AI の活用等）で「基本指針の策定」（5 条）、「リスクアセスメント」（第 6 条）、「生成 AI 等を活用する場合の責務」（7 条）、「市民及び事業者による AI の効果的な活用」（8 条）、「受託事業者等の責務」（9 条）、「神戸市 AI 活用アドバイザー」（10 条）、そして第 3 章「雑則」（11 条）という構造となっている。

神戸市は、なぜ全国で先駆けて AI に関する条例を制定したのか、その制定背景が問題となる。この点、神戸市として「①市民の権利利益に関わる AI 活用は神戸市でもあり得る、② AI 活用により市民に大きな影響を与えるインシデントは発生している、③国内外で AI 活用に当たったのルール作りが進んでいる、ということ」を基に検討した結果、国の動きを待つのではなく、市民生活を支える基礎自治体として AI を安全かつ積極的に活用していくためのルール作りが必要である」（尾田 2024：66）という判断に至った経緯がある。また、この神戸市 AI 活用条例の制度趣旨として、「本市における AI の活用等に関する基本的な指針の策定、リスクアセスメントの実施、市民及び事業者による AI の効果的な活用その他市が実施すべき責務を定めること等により、市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市民及び事業者による AI の効果的な活用を促進し、もって持続可能な人間中心の社会の実現に資することを目的とする」

11 EU AI Act に関しては、「容認できないリスク（Unacceptable Risk）」、「ハイリスク（High Risk）」、「限定的なリスク（Limited Risk）」、そして「最小限のリスク（Minimal Risk）」のように 4 段階にリスクを区分して、当該リスク区分に応じた規制枠組み（リスクベース規制）を設けているのが現状である。なお、EU の AI 規制に関しては、別の機会や論稿等で日本との制度比較を含めその詳細を示すこととする。

12 なお、筆者が調査した限り現段階（2026 年 1 月 5 日現在）で、AI 関連の条例に関しては神戸市の本条例以外に自治体による条例は制定されていない状況である。

13 神戸市 AI 活用条例では、定義（2 条）において「AI」（人工知能関連技術）と「生成 AI」を区分している点は、AI 推進法（「人工知能関連技術」のみの定義）とは異なり特徴となる。

(1条)と規定している。このような制定目的を掲げる中、国側（主に総務省や経済産業省）が2024年4月に「AI事業者ガイドライン」の策定・公表等がされている状況下で、なぜ神戸市はAIをめぐる「条例」という規範形態を採るに至ったのだろうか。つまり、神戸市はAIガイドライン等のソフト・ローとしてではなく、ハード・ローの位置づけとして「条例」の制定になぜ踏み切ったのかが問題となる。そもそも、本条例は、その規制対象を「神戸市（及び職員）」や「受託事業者等」¹⁴としており、「市民」や「事業者」の活動を制約するものではなく、「政府のAI事業者ガイドラインに規定する『AI利用者』としての本市の自主的な取組を具体化したもの」と位置付けている（尾田2024：66）。そのため、確かに手続的には内部規則（ガイドラインなど）とすることもできたが、「諸外国のインシデント事例を見ればAIの活用が市民の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性もあることから、議会の審議を仰ぎ、その議決に基づく条例で制定すべき」と考えるに至った経緯があるとされている（尾田2024：66-67）。

また、このような神戸市AI活用条例の概要等を踏まえ、当該条例の特徴として、次の5点を挙げることができる。なお、当該特徴を示す際、基本的に同条例の規定されている順番で提示し、その重要性等を意図していないことに留意願いたい。

第1に、「基本理念」にて、AIの社会的効用（「効果」）と社会的悪影響（「リスク」）の双方に関するリスクコミュニケーションの実施とそれを主に担う職員の育成を明記している点である。具体的に、神戸市AI活用条例では「AIの効果及びリスクを適切に判断する能力を持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者がAIの効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること」（3条7号）と規定しており、この点に関してはAI推進法の「基本理念」には掲げられていない。

第2に、「市の責務」（4条）及び「生成AI等を活用する場合の責務」（7条）を明記している点である。基本的に、本条例は、「目的」（1条）、「定義」

（2条）、「受託事業者等の責務」（9条）、そして雑則11条）を除く全ての規定の主語が「市」または「市長」であり、先述したように市民や事業者等への制約ではなく、基本的に神戸市及びその職員等に対する義務付ける内容となっている。とりわけ神戸市の機関等の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報（非公開情報）を生成AI等に与えてはならず（7条1項）、「市長その他の執行機関は、議会に対し説明を行う場合において生成AI等を活用するときは、その判断に委ねることなく、自ら責任を負って説明を行わなければならない」（同条2項）と定めている。このように、生成AI等を活用する際の禁止事項を定めることで、同市及びその職員の当該活用の範囲を明確化させることができ、同時にAI「活用についての責任の所在を明確にして、市民に対する責任を果たすこと」（3条6号）にも繋がる¹⁵。また、「受託事業者等」が市の行政処分等に生成AIを含むAIを活用する場合は、事前に市と協議をして同意を得る必要があり、市及び職員と同様に上述した職務上知り得た非公開情報を生成AI等に与えてはいけないことになっている（9条）。なお、AI推進法上は、特段のAIの利活用に関する禁止事項等は設けられていない。

第3に、「リスクアセスメント」の規定を設けている点である。神戸市AI活用条例に定める「基本指針に定めるものにAIを活用するに当たっては、当該活用について、あらかじめ、当該AIの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない」（6条）と規定している。具体的に、「市が定める基本方針に基づき、市が行政処分等にAIを用いようとする場合にリスクアセスメントを行う」ことが求められ、「誤った回答を出す可能性がどの程度あるのか、どのような学習データを用いているのか等のAI自体の評価のみならず、職員が最終判断する仕組みとなっているか等

14 この「受託事業者等」は、神戸市AI活用条例では「市の処分等に関する事業について請け負い、又は委託を受けた者」（9条）と位置付けている。

15 この点、「自治体においても、AIの利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要があり、自治体にCAIOを設置する場合、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIOとCAIOが兼務となることが多いと考えられる」と言われている（松葉2026：22）。なお、「CIO」は最高情報責任者で、「CAIO」は最高AI責任者である。

の市側の運用面の評価」もその対象になっており、AIの「使い手たる職員が当該AIの持つリスクを正しく認識し、そのリスクに対処する仕組みを設けることが重要である」との背景からリスクアセスメントが制度化されている（尾田2024：67）。では、なぜリスクアセスメントの対象を行政処分等にしたのが問題となる。この点、「リスクベースアプローチの考え方を参考に、市民の権利利益に重大な影響を与え得るリスクの高い行為を洗い出して手続を課すことで、AI活用の推進と安全確保のバランスを保つことが必要であると考えたため」（尾田2024：67）であるとされている。このような神戸市AI活用条例上のリスクアセスメントの規定は、リスクベースアプローチの考え方に基づいている点に関してはAI推進法と類似するが、同法にはリスクアセスメントの実施等は求められておらず、そのような意味において特徴となる。

第4に、「市民及び事業者によるAIの効果的な活用」を推進するためのアプローチを設け、「AIに関する知識の着実な普及その他の必要な施策を講ずるよう努める」ことが求められている点である。具体的なアプローチとしては、「AIの活用に関する広報活動」、「事業者に対するAIの活用に関する助言」、そして「AIを適正に活用するための教育」が挙げられている（8条）。この点、AI推進法上は、確かに「広報活動」、「助言」、そして「教育」等を有効活用したアプローチをとっているが、神戸市AI活用条例が掲げる「AIに関する知識の着実な普及」、すなわちAIに関する「知識」に主眼が必ずしも置かれていないことから特徴とも言える。

第5に、「神戸市AI活用アドバイザー」制度（10条）を設けている点である。具体的に、「基本指針を定め、又は変更しようとする場合」や「リスクアセスメントを行う場合」等に「神戸市AI活用アドバイザーの意見を聴くことができる」ことになっている。この制度は、諮問機関のような役割を担っていると考えられる。

（2）神戸市AI活用条例の課題

神戸市AI活用条例の制度上の課題に関しては、AI推進法と同様に検討を進めていくに当たって、本稿では次の3点に着目する。

第1に、適用範囲や判断基準等に対する法的な明確性の不足と行政効率の低下である。具体的には、市（及び職員）のAI活用時のリスクアセスメントに際して、その適用範囲の線引きに曖昧さが残っているがゆえ、実務レベルでの意思決定等にぶれが生じてしまう可能性がある。例えば、同条例6条2項では「公益上、緊急を要するものにAIを活用する必要があるため、リスクアセスメントを実施することが困難であるときは、前項の規定は適用しない」と定められているが、一体どのような場合が該当するのか、少なくとも条文上からは不明確である。また、条例上に具体的な判断基準等が明確に規定されていない部分があるがゆえ、自治体職員や外部の専門家（神戸市AI活用アドバイザーなど）の裁量に依存しやすくなっている可能性も否めない。これらの問題から派生して、リスクアセスメント（6条）の実施によるAI活用をめぐる手続・審査プロセスを新しく導入することで、過度な事務負担の増加を招く可能性がある。もともと神戸市（自治体）にとってAI活用は業務効率化の手段でもあったが、リスクアセスメント等を含む手続負担等の増加が返って効率を阻害し、迅速な行政対応等が損なわれる可能性がある。

第2に、「基本指針の策定」（5条）と「リスクアセスメント」（6条）の主体に係わる問題である。つまり、リスクアセスメントの計画策定主体と実施主体が同じである点は今後問題になってくる可能性がある。具体的に、神戸市AI活用条例上におけるリスクアセスメントの実施範囲やその項目や手法を定める「基本指針の策定」（5条）¹⁶とその評価や検討等の実施する「リスクアセスメント」（6条）¹⁷の主体（主語）がいずれも「市」（神戸市）となっている点が、実効性を担保する観点からも制度上の課

16 神戸市AI活用条例では、「市は、市のAIの活用等に関する基本的な指針（中略）を定めなければならない」（5条1項）事項の一部として、「リスクアセスメントを実施する処分その他の行為（中略）の範囲」（5条2項2号ア）や「リスクアセスメントの項目、手法その他のリスクアセスメントの実施に関する基本的な事項」（5条2項2号イ）を定めている。

17 神戸市AI活用条例では、「市は、（中略）基本指針に定めるものにAIを活用するに当たっては、当該活用について、あらかじめ、当該AIの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない」（6条1項）と定めている。

題となる。なぜなら、自ら設定した評価項目や手法に基づいて、影響評価を行い検討するという制度構造になっているからである¹⁸。

第3に、条例が適用される対象範囲が限定的であるという点である。具体的に、本条例では主に「神戸市（及び職員）」（その他「受託事業者等」を含む）によるAI活用に焦点が当てられていることから、もし市民が申請の自動処理等をはじめとする各々のAI行政サービスと接点をもった際に、AIによる悪影響に対する説明責任やその補償等を含め条例の保護が十分に機能し得ない懸念が生じる可能性がある。

5 AI行政をめぐる国と地方自治体の役割・機能

(1) 国と自治体の制度比較の観点から

まず、これまで検討してきたAI行政をめぐる国と自治体の各々の制度内容を踏まえ、「環境アセスメント」¹⁹制度を比較検討の参考事例として、国と自治体の役割と機能等について若干の検討を行う。

では、国と自治体の制度設計上の役割等を検討するに際して、なぜ「環境アセスメント」との比較が必要なのだろうか。この点に関して、大別して次の2つの共通点があるからである。

第1点目として、リスクアセスメントも環境アセスメントも「アセスメント」という共通概念があり、アプローチ手法として用いている点を挙げることができる。そもそも「アセスメント」とは何かが問題となる。アセスメントとは、「目標達成のために、複数の案を想定し、それらを長期的・短期的な視点から比較検討し、最良の手段を選択する意思決定の方法」（北村2024：147）であるとされている。

第2点目として、本稿で具体的事例として取り上げた神戸市AI活用条例も環境アセスメント条例も

国の制度よりも先駆けて制定がされているという点である。先述の通り、国の制度（AI推進法）がない中で神戸市AI推進条例が制定され、また環境影響評価法が1997年に制定される前に最初の関連条例が川崎市環境影響評価条例として1976年に制定された²⁰。このように環境アセスメント制度に関して、国については法制度整備がない中で、20年あまりの間、各自治体が自主的に制度・運用化してきた歴史的経緯がある。では、なぜ国の制度設計を待たずに自治体は独自の制度化を図り、その運用をしてきたのだろうか。この点、「自治体が環境アセスメント制度を設けて独自の運用をしてきた背景には、開発事業を審査する開発法のなかに環境配慮をチェックする規定がないために、法令に従った対応だけをしていたのでは、自治体環境空間の適切な管理ができないという事情があった」とされ、「自治体環境アセスメント制度は、制度が本来持つ以上の機能を果たしてきた」と言われている（北村2024：158）。このような自治体の環境アセスメント制度上の背景等を踏まえ、神戸市AI活用条例の制定に際しては同様の背景等に関連付けることができないだろうか。神戸市は、AI活用に関するリスクとその対応方法を確認し、必要な検討をするために使用する独自の「AIリスクアセスメントチェックシート」²¹を作成している。このようなチェックシートを作成した背景には、国の制度がない中で、神戸市が日頃の行政事務等を行うに当たって、独自のAI管理の必要性を認識していたからではないだろうか。このような神戸市AI活用条例上の「リスクアセスメント」規定は、その後制定されたAI推進法には特段盛り込まれていない内容でもあり、国と自治体の制度比較の観点からも特徴の1つと言える。

また、「先行的に開発および利活用に向けた制度

18 この点、後述する環境アセスメントの課題の文脈からではあるが、「自分で問題をつくって答案を書くようなもの」と指摘している（北村2024：157）。

19 この「環境アセスメント」とは、「環境に（直接的・間接的に）影響を及ぼす行政施策の立案や事業者の開発行為の計画に際して、環境政策目標の達成を目指すべく、作業のできるだけ早い時期に、①その環境影響について住民からの情報も参考にしながら調査・予測・評価をし、②代替案を検討し、③それぞれについて公害防止・自然環境保全対策とその効果を比較検討したうえで、最終案の候補を選択し、④選択過程の情報を公開したうえで住民に説明をして意見表明の機会を与え、⑤以上の結果を踏まえて計画の妥当性を判断し最終的意思決定に至るといった合理的意思決定の手法」であるとされている（北村2024：148）。

20 この点、確かに条例として初めて制定したのは「川崎市環境影響評価に関する条例」であるが、制度としては「1973年制定の『福岡県開発事業に対する環境保全対策要綱』が最初であろう」と言われており、「一定の開発行為について、環境に及ぼす環境の評価をさせるのであるが、その結果は、1972年制定の『福岡県環境保全に関する条例』にもとづく許可の審査に反映される」と言われている（北村2024：156）。

21 神戸市「AIリスクアセスメントチェックシート」（https://www.city.kobe.lg.jp/documents/67713/kobecity_ai_risk_assessment.pdf：最終閲覧日2026年1月10日）。

構築が進む分野と、やや遅れて利活用が進む分野の間で、技術的・倫理的・社会的・法的仕組みの前提が大きく異なる可能性もある」(横田 2018: 128-129)とされている。現に、「環境影響評価法が1997年に制定された後、要綱を条例化したり条例を改正する自治体が相次いだ」(北村 2024: 159)とされており、AI 行政をめぐる自治体条例等に関しては、神戸市を含め今後の状況を確認していく必要があるであろうが、少なくとも既述の通り「法令に従った対応だけをしていたのでは、自治体環境空間の適切な管理ができないという事情」があることは、AI 行政でも同様の状況が生じ得る可能性を否認ないだろう。この点に鑑みると、神戸市 AI 活用条例が市民や事業者等への制約ではなく、基本的に神戸市及びその職員等に対する義務付ける規定内容であることは、AI 推進法の性質とは異なり、一種の「自主規制」の機能を果たしているとも考えられる。

(2) 「テクノロジーアセスメント」の観点から

次に、神戸市 AI 活用条例上の「リスクアセスメント」に関しては、「テクノロジーアセスメント」が一部機能しているとも考えられる。では、なぜ「テクノロジーアセスメント」なのか、その意義をどのように見出すことができるのだろうか。

前提として、この「テクノロジーアセスメント」(Technology Assessment: TA)は、「技術あるいは技術関連施策の社会的影響を幅広く予期することによって、技術開発あるいは技術利用に関する課題設定、社会意思決定を支援する活動」(城山〔他〕編 2011: 204)である。また、本稿で具体的に検討を進めている「AI 行政」が「科学技術行政」の一部でもあり、アセスメントの対象として「AI」と「テクノロジー」の類似性を見出すことができる。日本の「TAの活動は官民ともに1970年代から散発的に試みられているが現在まで制度として確立したものはない」のが実態であり、「TAに類する活動は各機関で断片的に行われているものの、問題の俯瞰的な把握、不確実性や価値の多様性の考慮といった点で、政策決定者のニーズや社会からの信頼に十分に応えているとはいいがたい」のが現状である(吉澤 2009: 42)。

この点、神戸市 AI 活用条例におけるリスクアセ

スメントは、「AIの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない」(6条1項)となっているが、上述の「テクノロジーアセスメント」の定義上における「社会的影響を幅広く予期」及び「課題設定、社会意思決定を支援する活動」は、それぞれAI(テクノロジー)が「影響を与える可能性及びその大きさを評価」及び「与える危害を可能な限り低減するための手法を検討」と相補・相関関係があると考えられる。

神戸市 AI 活用条例のように、「リスクアセスメント」、すなわち「テクノロジー・アセスメントを法制度設計することで、新たな先端科学技術や新領域・分野への科学技術の社会実装等に対して、早期にそれぞれの個別法による法制度整備を待つことなく、当該科学技術の社会への影響評価等に対してテクノロジー・アセスメントを実施することで、規制管理主体である行政機関にも『リスク情報』や『不確実性情報』が集まり、当該情報に基づく『リスクベース規制』や『不確実性ベース規制』が一定可能になる」(中山 2024b: 22)ことを意味する。つまり、このことは「テクノロジー・アセスメントを法制度化することで、各々の先端科学技術に対する新たな個別法の制定や既存法の改正等に関する法制度整備に対する時間的猶予をそれにより確保することができ、もし法制度化が必要な場合であっても、科学技術の革新や国際競争力の阻害にならないようなバランスのとれた規制管理枠組みを構築できる可能性が高まると言える」(中山 2024b: 22)だろう。まさに、神戸市 AI 活用条例上の「リスクアセスメント」(6条)は、「テクノロジーアセスメント」を制度化した一例と言えるのではないだろうか。

(3) 「リスク行政」と「不確実性行政」という観点から

さらに、AI 行政をめぐる「リスク行政」と「不確実性行政」という観点から、制度設計に関する国と自治体の役割等を検討する。

そもそも前提として、なぜAI 行政をめぐる制度設計に関して国と自治体の役割等を検討する必要があるのだろうか。この点、「地方分権の推進に係る

制度等の改革の大きな目標の一つに、国と地方公共団体との間の基本的関係の抜本的改革ということが挙げられる」とされ、そのような意味において「地方分権一括法による改革は、機関委任事務制度を廃止するとともに、国と地方公共団体及び都道府県と市町村との間の対等・協力を基本とする新しい関係を構築することとして、地方公共団体の事務の再構成をするとともに、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等について、その廃止・縮小、合理化等を推進し、併せて関与等のルールの確立と公正及び透明性の確保・向上を図ることとしたものである」と指摘されている（佐藤 2025: 1039）。つまり、AI 行政の制度設計を事例に国と自治体の役割等を検討することで、双方の基本的関係及び新たな関係を再構築することにも繋がり得るのではないかと考える。

では、本稿で取り上げた AI 技術の利活用に際して、AI リスクは地域（自治体）によって異なる影響をもたらすかという根本的な問題が生じる。この問題は、自治体によって AI リスクの認知の程度が異なり得るかという問題にも繋がる。

この点、確かに AI リスクは必ずしも地域（自治体）によって大きな差は生じないとしても、リスクの生じ方が異なる可能性は否めない。よって、当該リスクに具体的に対処する規制管理をする責任主体として、自治体が各々に条例制定等を行う必要がある。なぜなら、地域（自治体）によって具体的にいかなる AI 技術をどのように利活用していくかは統一化することが現状困難であり、個別に対応していく必要があるからである²²。つまり、AI 技術に対する「リスク行政」は自治体が主体となって AI リスクに対処していく必要があり、その一方で、AI 技術の「不確実性行政」は国が主体となって AI の不確実性に対処していくことが求められると考える。具体的に、「地方自治法の施行以来、各自治体がそれぞれに業務の効率化やサービス向上の観点から様々な工夫を凝らして現状に至っているため」、全国の「自治体の行政規模や地域特性によっても業務の進め方は異なることが多い」点などを踏まえると（後藤 2019: 92）、AI リスクに対する条例制定の意義として、実

際に生じ得る AI リスクに対して最も市民等に近い立場で各種行政サービスを展開し、当該リスクに応じた個別具体的なリスクアセスメントの現場性（職員等の AI 活用を含む）や個別性に対応が期待できることである。また、AI の不確実性に対する法制度整備の意義としては、当該不確実性に対処するための各々の自治体における行政資源の限界もあり、国が AI の不確実性をめぐる当該情報等の集約化のためのアプローチと対処が求められると考える。ただし、上記のように AI 技術をめぐる「リスク行政」と「不確実性行政」に関して国と自治体の役割等を示したが、必ずしも明確に棲み分けをする必要があるか否かも含め、今後の検討課題となり、少なくとも AI の「不確実性行政」に伴う制度設計に関しては、国が主体となって取り組んでいく必要があると考える。

6 おわりに

(1) 結論

これまで検討してきた内容を踏まえ、本稿の結論としては大別して以下の2点である。

第1に、不確実性を伴うリスクが懸念されている AI 技術に関して全国に先駆けて制定された「神戸市 AI 活用条例」と実質的な AI 基本法となっている国の「AI 推進法」に関する概要とその特徴をまとめ、今後生じ得る制度上の課題を新たに提示した。なお、AI 推進法7条に規定の国や地方公共団体の施策への「協力義務」に関して、AI 技術をめぐる「不確実性ベース規制」の機能を新たに見出したことは意義があると言える。

第2に、その上で AI 行政をめぐる国と地方自治体の制度設計上の役割や機能等に関して、「リスク行政」と「不確実性行政」に区分して検討を行い、国の法制度にはない神戸市 AI 活用条例における「リスクアセスメント」の意義やその位置付け等に関して「環境アセスメント」や「テクノロジーアセスメント」の考え方なども踏まえて、新たな視座と政策的示唆を見出した。

22 この点、「自治体ごとの管理水準の明確化」に関する検討意義の重要性を指摘しているのは参考になるだろう（関本 2017: 80）。

(2) 今後の検討課題

本稿において残された今後の検討課題として、以下の3点を挙げる。

第1に、神戸市 AI 活用条例が制定された後、国の AI 推進法の制定前後を含め、なぜ現時点でそれに追従する他自治体が類似の AI 関連条例を制定していないのだろうかという疑問に対する追究をすることで、新たな本質的課題を見出すことに繋がるのではないかと考える。この点、既述した環境アセスメント条例の歴史的経緯等も踏まえながら検証していく必要がある。

第2に、今後の中長期的な視野で、AI 行政等めぐる神戸市以外の条例制定の状況等も適宜把握し、自治体間（都道府県及び市町村を含む）でどのような法制度設計上の共通点や相違点を見出すことができるかを分析していくことも実益があると考えている。

第3に、本稿で取り上げた AI 行政と同様に、今後も不確実性を伴うリスクをもたらす懸念事項に対して、制度の未整備分野に関する国と地方自治体の役割分担の問題は生じ得る。その際、国と地方自治体の制度設計（ルールメイキング）をめぐる、いかなる役割や機能を分担していくか、そして当該内容面においてどのような線引きをして、それを（制度設計上の）いかに標準化²³していくかも検討課題となる。これらの事例を増やして整理していくことで汎用的な国と自治体における制度設計上の役割や機能等に関して実効性を担保した政策的示唆を示すことができることになるだろう。

謝辞

本稿は、升本学術育英会 2025 年度学術助成を受けた研究成果の一部である。多数の応募から採択及び助成を頂き、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

参考文献

石井夏生利（2017）「伝統的プライバシー理論へのインパクト」福田雅樹・林秀弥・成原慧編『AI がつながる社会—AI ネットワーク時代の法・政

策—』弘文堂

青木菜知子編（2025a）「（自治体の最新政策）茨城県笠間市」『実践自治』イマジン出版、Vol.104

青木菜知子編（2025b）「（自治体の最新政策）福岡県那珂川市」『実践自治』イマジン出版、Vol.104

青木菜知子編（2025c）「（自治体の最新政策）福島県郡山市」『実践自治』イマジン出版、Vol.104

大屋雄裕（2025）「『AI による行政』の可能性と法的課題」『自治体法務研究』地方自治研究機構、No.83

尾田広樹（2024）「神戸市における AI の活用等に関する条例」『自治体法務研究』No.78

神戸市「AI リスクアセスメントチェックシート」
（https://www.city.kobe.lg.jp/documents/67713/kobecity_ai_risk_assessment.pdf）

北村喜宣（2024）『自治体環境行政法（第10版）』第一法規

後藤省二（2019）「自治体における業務の標準化」日本都市センター編『AI が変える都市自治体の未来—AI-Ready な都市の実現に向けて—』日本都市センター

佐藤文俊（2025）『逐条地方自治法』学陽書房
参議院内閣委員会（2025年5月27日）「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議」
（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_sangiin_futai.pdf）

城山英明・吉澤剛・松尾真紀子（2011）「TA（テクノロジーアセスメント）の制度設計における選択肢と実施上の課題—欧米における経験からの抽出—」『社会技術研究論文集』Vol.8

須藤修（2025）「自治体における生成 AI の活用とリスク対応」『自治体法務研究』地方自治研究機構、No.83

関本義秀（2017）「人工知能を活用した道路補修業務の効率化の取組みについて」『都市とガバナンス』Vol.28

内閣府「人工知能基本計画—『信頼できる AI』による『日本再起』—」
（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20251223.pdf）

内閣府・人工知能戦略本部 開催状況「人工知能戦

23 別の切り口として、「業務の標準化を行わずに AI 導入を図ると、これまでの業務システムと同様に個別化され、高コストとなり利用されなくなる可能性が高い」との指摘も今後留意しなければならない点になるだろう（後藤 2019：94-95）。

- 略本部（第3回）議事概要」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hq/3kai/gijigaiyo.pdf)
- 中山敬太（2026）「日本の科学技術行政をめぐる複合的不確実性に向けた法システムの標準化デザインに関する一考察—AI法制を事例とする『戦略的不確実性』に対するアプローチの観点から—」『場の科学』Vol.5、No.3
- 中山敬太（2024a）「AI技術のELSIマネジメント上の「不確実性」と「イノベーション」のあり方に関する一考察—「倫理的不確実性」の対処から「法のイノベーション」の促進へ—」『場の科学』Vol.4、No.1
- 中山敬太（2024b）「先端科学技術政策におけるテクノロジー・アセスメントの法制度設計に関する一考察—環境アセスメントとの関係性と「不確実性アセスメント」の観点から—」『社会学論集』Vol.43
- 中山敬太（2023）「環境リスクに対する日本の不確実性行政における「予防原則」の適用可能性と課題—法政策学上の「責任」構造の転換と「不確実性」の転換の観点から—」『場の科学』Vol.2、No.3
- 中山敬太（2022a）「先端科学技術の不確実性政策における「法」と「倫理」の隣接点—不確実性マネジメントにおける「ナッジ」によるナラティブ・アプローチの観点から—」『場の科学』Vol.2、No.2。
- 中山敬太（2022b）「リスク意思決定に対する不確実性情報の管理に関する有効性の検討—科学的不確実性と社会的な不確実性の細分化の観点から—」『場の科学』Vol.1、No.3
- 原田久（2025）「行政のAI利活用におけるバイアスとデバイアシング」『自治体法務研究』地方自治研究機構、No.83
- 平野晋（2025）「『AI法』の制定—岸田首相の4原則から読み解くリスク対応—」『自治体法務研究』地方自治研究機構、No.83
- 松葉勇志（2026）「『自治体におけるAI活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉』の改訂について」『地方自治』Vol.939
- 横谷勉（2025）「自治体におけるAI活用の推進—『自治体におけるAI活用・導入ガイドブック』を踏まえた実務的視点から—」『自治体法務研究』地方自治研究機構、No.83
- 横田明美（2018）「ロボット・AIの行政規制」弥永真生・宍戸常寿編『ロボット・AIと法』有斐閣
- 吉澤剛（2009）「日本におけるテクノロジーアセスメント—概念と歴史の再構築—」『社会技術研究論文集』Vol.6
- 和田一郎（2025）「自治体業務へのAI活用の意義—江戸川区児童相談所の事例から—」『政策法務Facilitator』第一法規、Vol.85